

令和5年度 第1回岩手県地域福祉推進協議会 会議録

【日時】

令和5年8月23日（水）14：30～16：00

【会場】

エスポワールいわて 大・中ホール

【出席委員】

20人中18人出席（代理出席2人） 2人欠席

佐藤 哲郎	公立大学法人岩手県立大学社会福祉学部 教授
佐藤 和幸	一関市保健福祉部長寿社会課 課長
坂川 真美	二戸市健康福祉部健康福祉企画課健康福祉支援センター 所長
金澤 浩美	岩手町健康福祉課 福祉支援係長
齋藤 穰	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 参事兼地域福祉企画部長
熊谷 良治	社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会 地域福祉課長
（代理出席	社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会 主任 佐々木 裕美）
高橋 富士雄	社会福祉法人山田町社会福祉協議会 事務局長
米田 ハツエ	岩手県民生委員児童委員協議会 副会長
及川 里和子	一般社団法人岩手県社会福祉士会 社会福祉士
吉田 均	岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会 理事
大信田 康統	岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会 副会長
千田 志保	認定特定非営利活動法人いわて子育てネット 理事
金野 貴博	一般社団法人岩手県PTA連合会 副会長
（代理出席	一般社団法人岩手県PTA連合会 事務局長 西郷 晃）
館澤 敏子	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会 理事
中村 恭香	特定非営利活動法人いわてNPOフォーラム21 事務局長
小枝指 好夫	盛岡市町内会連合会 会長
大吹 哲也	特定非営利活動法人いわて連携復興センター 常務理事・事務局長
山屋 理恵	認定特定非営利活動法人インクルいわて 理事長

【県出席者】

前田 敬之	保健福祉部地域福祉課 総括課長
才川 拓美	保健福祉部地域福祉課 生活福祉担当課長
平賀 晃	保健福祉部地域福祉課 指導生保担当課長
米澤 克徳	保健福祉部地域福祉課 特命課長（地域共生社会推進）
千葉 楓	保健福祉部地域福祉課 主事
下川 知佳	保健福祉部長寿社会課 総括課長
日向 秀樹	保健福祉部障がい保健福祉課 総括課長
高橋 久代	保健福祉部子ども子育て支援室 室長

【傍聴者】

一般 なし、報道 なし

【会議次第】

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員（構成員）紹介
- 4 議事
 - (1) 第3期岩手県地域福祉支援計画の評価について
 - (2) 重層的支援体制整備事業の実施市町村の拡大に向けた取組について
 - (3) 第4期岩手県地域福祉支援計画の策定について
- 5 その他
- 6 閉会

【会議記録】

1 開会

○地域福祉課総括課長

皆様こんにちは。ただいまから令和5年度第1回岩手県地域福祉推進協議会を開催いたします。私、岩手県保健福祉部地域福祉課総括課長を務めております前田と申します。進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。開会にあたりまして、本来ですと岩手県保健福祉部長の野原よりご挨拶申し上げるべきところですが、急な業務が入りまして、本日欠席とさせていただきます。私から県の関係室課を代表して、御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○地域福祉課総括課長

本日は、令和5年度第1回岩手県地域福祉推進協議会に御出席いただき、ありがとうございます。また、県の地域福祉行政の推進につきましても、日頃から、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県の地域福祉を取り巻く状況は、人口減少や少子・高齢化の進行により、共同体機能の脆弱化や地域の担い手不足といった課題が指摘されております。それに加えまして、新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類に移行したことで日々の生活を取り戻しつつありますが、原油価格や物価の高騰がいまだに続いており、地域の生活は依然として厳しい状況が続いていると認識され、生活困窮の課題のほか、8050世帯やヤングケアラー、ダブルケアなど、従来の属性別の支援体制では対応が困難な、複雑化、複合化した支援ニーズの顕在化が懸念されております。

こうした課題に対応するため、県では、本年3月に、総合計画である「いわて県民計画（2019～2028）」の「第2期アクションプラン」を策定し、この中で、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉コミュニティづくりや多様な複層的なセーフティネットの整備を一層進めるとともに、地域包括ケアのまちづくり、障がい者などの社会参加や福祉人材の確保を推進していくこととしております。

本日の協議会では、今年度最終年度を迎えた「第3期岩手県地域福祉支援計画」に関連する事業の取組状況を御報告するとともに、いわて県民計画第2期アクションプランを踏まえて、来年度（令和6年度）を始期とする「第4期岩手県地域福祉支援計画」の策定に向け、その骨子案について御説明し、御意見いただきたいと考えております。

委員の皆様には、忌憚のない御発言を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのあいさついたします。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

3 委員（構成員）紹介

○地域福祉課総括課長

それでは、失礼して着座にて進めさせていただきます。

次第3の委員（構成員）紹介に移りますが、このたび、令和5年4月1日に「岩手県附属機関条例」が制定されたこと、及び、条例制定に伴い「審議会等の設置・運営に係る指針」が一部改正となったことから、本協議会の設置要綱が改正されましたので、事務局より御報告いたします。

○地域福祉課特命課長

事務局を担当させていただきます、岩手県保健福祉部地域福祉課でこの4月より地域共生社会推進担当の特命課長を拝命しております米澤と申します。今日はよろしくお願ひします。以降座って説明させていただきます。

ではお手元の資料の名簿とその次の設置要綱をあわせてご覧いただければと思います。協議会の所掌事項について、特に変更はございませんが、先ほど総括課長の前田の方から話をいたしました通り、県の附属機関の条例が制定されたことに伴いまして、いわゆる特別職の非常勤職員の位置付けとなる委員と、それ以外の本協議会であるとか、懇談会に御参加いただく皆様との、区別を明確に整理するということから、本協議会の設置要綱をこの度改正したというものになります。

具体的な変更点といたしましては、皆様これまでは、委員ということで、お話させていただいておりましたが、名簿にもかっこ構成員と書いてあります通り、構成員という形でお呼びさせていただくこととなります。またそれに伴いまして、委員にご就任いただいた際、辞令書という形をお願いしてございましたが、これからはこういった協議会に御参加を依頼させていただくということになりますので、依頼の文書と知事からの就任依頼ということをお願いをする形になります。

今回新たに改選等ありまして委員にご就任された方から就任の依頼の文書ということでお渡しすることにしておりまして、すでに委員として、お願いしている構成員の皆様方は取扱いの変更はございません。現状のままということになります。また、この協議会の所掌事項としては、本日もお願ひします計画についての評価であるとか、策定にあたっての意見をちょうだいするものがございますが、本協議会でそれを全て決定するというのではなくて、県に対して意見を伝えていただくという場になります。そのあたりが要綱上整理されたということになります。

説明は以上でございます。

○地域福祉課総括課長

あくまで県の内部の取扱いを整理させていただいたということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、構成員の御紹介につきましては、時間の都合がございますので、お手元の名簿・座席表にて代えさせていただきますが、今年度、異動等により交代された方がいらっしゃいますので、事務局から新たな構成員の皆様を御紹介いたします。

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会参事兼地域福祉企画部長斎藤穰様でございます。

○斎藤構成員

県社協地域福祉企画部の斎藤です。

○地域福祉課総括課長

盛岡市社会福祉協議会、地域福祉課長、熊谷良治様。本日は代理で主任の佐々木裕美様に御出席いただいております。

○熊谷構成員（佐々木代理構成員）

どうぞよろしく願いいたします。

○地域福祉課総括課長

次に認定NPO法人いわて子育てネット理事、千田志保様でございます。

○千田構成員

どうぞよろしく願いいたします。

○地域福祉課総括課長

特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センターの若菜千穂委員でございますが、若菜様から業務都合により退任の申し出がございました。後任の方として、特定非営利活動法人いわてNPOフォーラム21事務局長、中村恭香様を選任してございます。

○中村構成員

どうぞよろしく願いいたします。

○地域福祉課総括課長

新任の構成員の方の御紹介は以上でございます。

なお、代理出席として本日は、岩手県PTA連合会副会長金野貴博様の代理として、事務局長の西郷晃様に御出席いただいております。県の出席者につきましては、お配りした名簿の配布をもって代えさせていただきますので、どうかご了承いただきたいと存じます

4 議事

○地域福祉課総括課長

それでは次第4の議事に移らせていただきます。本協議会の設置要綱第4条第2項の規定により、以降の議事の進行は、会長である佐藤会長にお願いいたします。佐藤会長は会長席の方にお移りいただきましてそちらから御進行をお願いいたします。

（佐藤会長 着席）

○佐藤会長

失礼いたします。佐藤でございます。何か一言言えというふうになってますが、短時間にしたいと思いますが、私最近まで遠方におりまして、つい最近、岩手に戻ってきたんですがその間ラジオですと高校野球を聞いてましてですね。今日も決勝戦が今行われてる最中だと思われまます。展開は全然わかりません。その時昨年度ですね、仙台育英高校の須江監督がですね、青春はすごく密なんだということはすごく私もそのラジオを聞いていたんですね、その時車運転しながらですね。そんなことがすごく僕の中にも去年からずっとありまして、この3年間ぐらいのコロナ禍の中で地域福祉活動っていうのはやはり停滞したんじゃないかっていうような御意見がたくさん出てきています。その一方でですね、そこを乗り越えて何とかしようという人たちもいらっしゃいます。そしてそれから何か新しい取り組みであったりだとか、どうですかね私たちが予期しなかったような実践なんかが生まれたりしています。

何が言いたいかという地域福祉っていうものも、やはり密な活動なんだろう、取組みなんだろうと思うんですね。ただその一方でですね、今日の議論の中の中心命題になってくるでしょうけども、今、国は政策的にですね、包括的支援体制をいかに作っていかってということに、すごく注力をしています。そこの基盤というのは市町村行政になるわけですけども、考え方によってはですねまだもう少し細分化できると思って統合化細分化できると思っていて、一つは先ほど申し上げました小地域だと思えます。やはりそこで生活してらっしゃる方がどのように知恵や能力を出し合い、物事を進めていくのか。ここは別に住民だけではなく、多様な方がいると思えます。そういうことです。それともう一方ですね、じゃあ、市町村が主体であるのであれば県はいいのかって議論にもなるかと思えます。そうじゃないということをお願いしたいということになるわけですけども、岩手県の行政として取組むべきことを取組んだ方が望ましいと思われること、また場合によっては当該県内の市町村の行政の何か手助けやアシストができる役割なんかも、おそらく県行政の中で果たすべき役割の一つなんだと思えます。それが今回の地域福祉支援計画、支援計画は、この支援という対象はどこかという、当該、県内の市町村というふうな位置付けの支援計画というふうなこともかんがみますと、やはりこの計画っていうのは、絵に書いた餅というよりは、何かしらの支援を果たす計画になっていくんだろうというふうに、私なりに考えております。従いまして、今日の委員会の構成員にですねちょっと、なかなかちょっと構成員って何かちょっと言いづらいですね。構成員の皆様様の御意見をちょうだいしたり、また場合によっては、別の方なんかの御意見や考えなんかも集約しながらですね、本計画が策定できるように進めてまいればというふうに考えておりますので、皆さんのお力をちょうだいしながら進めて参りたいと思えます。何卒よろしくお願いたします。

(1) 第3期岩手県地域福祉支援計画の評価について

○佐藤会長

では、進めていきますが、次第の(1)第3期岩手県地域福祉支援計画の評価について、事務局から説明をお願いいたします。

○地域福祉課特命課長

はい。それでは議事(1)第3期計画の評価についてということで、お配りしております資料1と2によりまして、御説明いたします。

まず資料1、第3期岩手県地域福祉支援計画の評価についてでございます。県支援計画においては、具体的な数値目標が設定されていないところではございますが、進捗評価の目安として、計画の基本方向ごとに、評価の検証の目安とする主な項目を14項目ほど設定してございます。

基本方向の順番に従いまして御説明いたします。まず、市町村の体制づくりについてですが、地域福祉計画が県内全市町村で策定されたということで、取り組み自体は一旦完了となっております。今後は各市町村の計画に基づいて3年ごとであるとか5年ごと、各市町村によってスパンは異なりますが、随時改訂が進められるというところになります。なお、市町村地域福祉計画及び今回ご議論いただきます都道府県地域福祉支援計画につきましては、いずれも社会福祉法において任意で作成するということになってございますが、昨年度、令和4年度に国が調査したところであれば、都道府県支援計画は47、すべての都道府県で策定されているという状況でございますが、市町村計画については、全国の約85%と、市町村で策定されるにとどまっているというところがございます。なお、東北6県の状況を見ますと、すべての市町村で策定されているのは、本県と山形県のみという状況になってございます。

次に、その下の段、包括的支援体制構築事業を実施している市町村数については、こちら

については、資料裏面の下の段のほうに、重層的支援体制整備事業を実施している市町村数ということで、参考項目を変更してございますが、実施4市町村となっております。これにつきましては次の議事において、改めて御説明申し上げます。

次に、福祉を支える人づくりについてですが、こちらにつきましては、福祉活動ボランティア数、これは数値管理の都合からボランティア保険に加入されている数を扱ってございますが、新型コロナウイルス感染症対策による活動自粛等により、数は減少傾向にございますが、右側の関連事業の取組状況のところにあります通り、ボランティア体験プログラムの実施状況は、徐々に回復傾向にあるというところがございます。

その下の段、地域福祉活動コーディネーターの養成数、令和3年度からは、コミュニティソーシャルワーカーの養成事業へと変更となっておりますが、こちらはこの中ではございましたが毎年度研修を開催しているという状況でございます。

では、基本方向、次に移りまして、福祉サービス提供の仕組みづくりの部分ですが、市町村における総合相談体制、お元気見守りシステムの延べ利用者数は増加し、その他の項目については概ね横ばいというところがございますが、生活困窮者自立支援制度のプラン作成件数については、ちょっと右欄の方ですね、令和3年の数値記載が漏れてございましたが、口頭でお話しますが、新規相談につきましては、令和3年度が4,000件で35件。令和4年度が3,437件と減少傾向にあるということ。プラン作成件数の方は、令和3年度が902件だったものに対して、令和4年度は725件と減少となっております。ただしかしながら令和何年度の数値と比べてみますと、依然として相談ニーズ高い状況にあるというところが伺えると思います。

次に資料裏面の方にまいりますけれども、福祉でまちづくりの項目についてですが、避難行動要支援者、いわゆる災害弱者という従来呼ばれていた方々の個別計画策定に取り組む市町村数、福祉避難所の指定箇所数、公益的な取組を行っている社会福祉法人数は、いずれも増加してございますが、ふれあいいきいきサロン数はコロナ禍における活動自粛等もあり減少となっております。以上が指標についての御説明でございます。

次に資料2の方です。同じくA3横ですが、左肩上綴じてあるものになります11ページにわたる資料になります。こちらについては具体的な指標ということではなく、第3期岩手県地域福祉支援計画の関連事業ということで、庁内関係部局室課における事業実績報告を求めまして、そちらの方を取りまとめた資料ということで、今回お配りしてございます。構成といたしましては、資料1と同様に、市町村の体制づくり、福祉を支える人づくり、福祉サービス提供の仕組みづくり、福祉でまちづくりの3つの計画基本方向に加えまして、11ページの方には、被災地の福祉コミュニティの再生と生活支援に関する事業をまとめてございます。事業数が多いですので、今回全体を通してのところになりますけれども、コロナ禍にはありましたけれども、ウイズコロナということ、新しい生活様式というところも次第に定着してきたこともあり、研修会などはオンラインなども活用した形で実施されたり、その他、感染対策に配慮しながらの事業化、事業実施が進められてきたというところで、令和4年度実績の報告を受けたというところになります。なお、令和5年度に向けて、新たな事業としてですね、資料9ページをご覧ください。11分の9です。一番上の段になります。個別避難計画作成支援事業ということで、令和5年度からの取組ということで今回から追加となっております。こちらにつきましては、本年の3月に国の方で災害ケースマネジメントのマニュアルを公表されたというところで、こういった取組を各市町村において進めるということで、県の方で今年度から研修等、あるいは市町村支援のための事業を開催することになりまして、今回関連事業ということで、こちらの項目が追加になったというところになります。第3期計画の実績についての説明については、以上でございます。

○佐藤会長

ありがとうございました。ただいまの説明に対し御意見御質問等、おありの方は挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

途中でですねディスカッションする時間も取れたら取りたいと思っておりますので、その際にでも何かお気づきの点とか出てきましたらば、ご提示いただければと思います。では次に進んでよろしいでしょうかね。

(2) 重層的支援体制整備事業の実施市町村の拡大に向けた取組について

○佐藤会長

では、(2) 重層的支援体制整備事業の実施市町村の拡大に向けた取組みについて、事務局から説明をお願いいたします。

○地域福祉課特命課長

引き続きまして御説明申し上げます。

重層的支援体制整備事業の実施市町村の拡大に向けた取組ということで、A3横の資料3、別紙の2つを用いて説明を申し上げます。

まずは資料3をご覧ください。令和3年度より重層的支援体制整備事業が創設され、県内市町村でも取組みが進められているところですが、今年度事業を実施しているのは盛岡市、遠野市、矢巾町、岩泉町の4市町となっております。資料には記載してございませんが、参考までに、昨年度の国の調査では、令和4年度中に全国で事業を実施した市町村数は134、令和5年度は189市町村の見通しとなっております。東北6県の状況を見ますと、一つずつお伝えしますと、青森県は1ヶ所、秋田県が5ヶ所、宮城県が2ヶ所、山形県が1ヶ所、福島県が2ヶ所ということになってございます。今年度新たに事業を始めたところもございまして、そちらについては今後情報が入り次第というところになりますが、残念ながら全国的に見てもなかなか事業が進んでいないというところになります。

今後の県内の市町村における事業実施の見通しについて本年6月から7月にかけて状況を確認したところ、令和6年度からの実施に向けて準備をされてるところが、3市町追加となりまして、令和6年度実施市町村は7市町村になる見込みとなっております。次に、令和7年度の実施に向けては、5市町村が検討進めているというところになってございます。この事業の実施は任意とされているところではございますが、県としましては、地域における包括的な支援体制を構築し、地域共生社会の実現を図っていく上で有効な取組みであると認識しているところでございます。そのため、実施市町村の拡大を図っていく必要があると考えておりまして、先ほども少し冒頭の挨拶でも述べたところでございますが、この後の資料の説明でもございますが、第2期アクションプランの中でも重点事項ということで、県の取組みとして掲載してございます。なお、現時点において実施予定のない市町村につきまして、実施しない理由としては、概ね現状で既に包括的な支援ができているというふうな回答いただいたところや、本事業重層事業を実施することのメリットがまだ感じられないということ、あるいは、地域の専門人材が不足している、あるいは市町村の事務負担が増加するのではないかということを懸念するといった回答があったというところでございます。

ここで資料3の別紙の方ですね、A3横組みの方ご覧いただければと思います。こちらは、県が実施する市町村に対する後方支援事業の実績及び今年度の実施予定について御紹介した資料でございますが、こうした市町村の事業実施に向けて様々な課題が提示された中で、令

和3年度から、岩手県立大学客員教授の齋藤昭彦先生に、重層的支援体制構築のアドバイザーにご就任いただきまして、各種研修による事業の立ち上げ支援のところから、実際今実施している4市町ですね、運営支援、例えば事例検討であるとか、連絡会議や連携会議における助言支援などなども含めてですね、ご協力をいただいているところでございます。今年度は、私ども県の担当者も可能な限り市町村の方に出向きまして、実際の会議の状況について拝見させていただいたり、適宜事業実施に向けた助言対応を行っております。

このほか、地域の専門人材として、その中核を担うことが期待されます、いわゆるコミュニティソーシャルワーカーの養成やスキルアップということで、岩手県社会福祉協議会さんの方に事業委託をさせていただきまして、主に市町村社協の職員の方であるとか、地域包括支援センターの職員の方々に受講いただいているというところでございます。県の方では引き続き、こういった後方支援の取組みによりまして、市町村への支援を行って参りたいと考えてございます。重層関係の説明は以上でございます。

○佐藤会長

ただいまの説明に対し御意見ご質問等おありでしょうか。おありであれば挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(3) 第4期岩手県地域福祉支援計画骨子案について

○佐藤会長

(3) 第4期岩手県地域福祉支援計画の策定について、資料4から資料9-3までを一括して事務局から説明をお願いいたします。

○地域福祉課特命課長

引き続きまして、本日のメインのテーマとなります、第4期県支援計画の骨子案について御説明いたします。骨子案の説明とあわせてですね、先ほどの資料1から資料3までの内容も重複する部分もございますので、必要に応じて併せてご覧いただければと思います。

それでは、はじめに、今回の計画改定にあたりまして、法令通知の改正等の計画策定の根拠となる部分についてですね、見てまいりたいと思います。まず資料4をご覧ください。社会福祉法改正の状況についてということでございます。都道府県支援計画は、社会福祉法第108条において、先ほど佐藤会長の方からも解説ございましたが、市町村福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を掲げる計画を策定するよう努めるとされているものでございます。今回は、ここ最近の改正状況について、新旧対照表ということでお示ししてございます。現行法は一番右側の欄ということになります。第3期計画支援計画、平成31年3月に策定後に改正されたのが、令和3年4月1日施行の改正社会福祉法ということになりますが、その改正の中では、先ほども御紹介いたしました、重層的支援体制整備事業が法律上位置付けられたということと、それに伴います所要整理がされたということでございます。計画の部分については、資料の下の段、下半分のところ、108条がございしますが、第5号のところですね、若干改正がなされておりますが、重層的支援体制整備事業も含めた市町村における包括的支援体制の構築に向けて県としての働きかけについて書きなさいとなっております、大枠とすれば、変更がないというところになってございます。こちらが大元の社会福祉法の改正状況になります。

続きまして、資料5-1から資料5-3まで、こちらサイズと縦横がまじったものとなっておりますが、こちらは先ほど御紹介いたしました社会福祉法を踏まえた地域共生社会に関する国の通知に関する資料ということになります。この通知は地域共生社会推進

の考え方、市町村地域福祉計画や都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき項目、あとは重層的支援体制整備事業についての説明がなされている通知でございます。こちらの通知におきましても、先ほどの社会福祉法同様、重層事業に関する内容が追加になってございますが、県支援計画に関する部分の項目の変更というのは特にございませんでした。

資料5-1を少し詳しく見てまいりますと、こちらが県支援計画に盛り込むべき事項を通知の方から抜粋したものになります。地域福祉の推進にあたり、高齢者福祉、障害児・者福祉、子ども家庭福祉などの各福祉分野の重点施策のほか、福祉分野以外との連携、地域における諸課題への対応や、従来の制度では対応できない、制度のはざまへの課題について記載が求められているというところであり、この部分が県計画の骨子案に繋がってくる部分になります。これを照らし合わせながら、計画策定を進めていくということになります。

次の資料5-2につきましては社会福祉法の説明資料と同様、新旧対照表ということで、令和3年3月31日に、直近改正がなされた部分について参考までに掲載してございます。また、資料5-3につきましては、改正後の通知ですね改正後全文ということで参考までにお配りしてございます。資料5-1の項目と、この資料5-3の通知にある各項目を参照しながら県計画の策定を進めていくということになります。本日はお配りしている資料、多ございますので先に説明を進めさせていただきます。

次に資料6でございます。先程来、何度かお話ししてございます。いわて県民計画の第2期アクションプランにつきまして、こちらにつきましては令和5年1月に開催しました、前回令和4年度の協議会の時にですね、内容について御説明申し上げたところでございますが、この3月に策定となり、4月からスタートということになりましたので、改めまして、地域福祉施策に関する部分を抜粋したものをお配りしてございます。細かいところになりますが、お開きいただきまして5ページ、原版だと28ページに該当するところでありまして、先ほども少しお話をさせていただきました重層的支援体制整備事業を実施する市町村数ということで令和8年度までに18市町村での実施を目指して県として支援をして参りたいということ、その他、ひとにやさしい駐車場の利用の部分であるとか、その次のページになりますと、生活困窮者自立支援制度、あるいは成年後見制度、その他関連施策について指標が掲載されております。こういったアクションプランに掲載されております各指標も参照しながら、支援計画の策定を進めていくということになります。

では続きまして資料7に移ります。こちらはA4、1枚ものになります。これは前回、令和4年度の本協議会において、ご参加いただいた委員の皆様、グループディスカッションということで、第4期県計画の策定を視野に入れながら、課題となっている重層的支援体制整備事業について、どう進めていったらいいのかという視点でご協議いただいた際の記録要旨でございます。各グループからご発言いただいた内容を事務局の方で取りまとめたものになります。重層事業導入にあたっての課題であるとか、地域の担い手である民生委員さん方の担い手確保の課題、あるいは福祉以外の分野との連携の必要性などについて広くお話しいただいたところでございます。こういった協議会で様々ないただいた意見も踏まえまして、県支援計画の方で反映させていくということになってございます。本日も様々な御意見この後ちようだいできればと考えておりましたので、よろしく願いいたします。

次に、資料8の方に移ります。前回協議会以降、本計画策定にあたりまして、やはり県民のニーズ把握ということで、希望郷岩手モニター、いわゆる県政モニターアンケートということで、今年度6月にアンケート調査を実施させていただいております。これまでも1期2期3期と各計画に先立ちまして、アンケート調査を実施しているところでございますが、今

回設問を変更した部分もあり、単純に経年比較できないというところもございますが、報告書の中からいくつかポイントとなるところについて御説明申し上げます。まずはお開きいただきまして、1ページ目に本調査の概要ということで、県政モニター約200名を対象としてアンケート調査を実施させていただいております。年齢、性別等の構成については記載のとおりとなっておりますが、20代から60代以上まで幅広い年代について、アンケート調査をさせていただいたというところがございます。回答率も77%ということで、非常に興味を持って、ご回答いただくことができたというところではございます。お隣2ページ目に移りまして、こちら問1ということで、地域福祉という言葉のイメージについて聞いたものになりますが、こちらからは特定の福祉分野というよりは、やはり誰にとっても暮らしやすい社会ということで、いわゆるユニバーサルデザインを基本とした考え方をされてる方が増加しているという状況が見てとれました。

以降、各設問について順番に御説明いたします。次3ページに移ります。こちらは、各市町村の地域福祉計画及び岩手県地域福祉計画の認知度について聞いたところになります。残念ながら、こちらにつきましては、計画があること自体を知らないという回答が最も多いという状況になってございます。こちらにつきましては、この報告書後段の方にですね、自由記載で、モニターからお書きいただいた回答欄がありましてそちらの方にもコメントをちょうだいしているところもございますが、その計画自体の周知のあり方ですね、そういったところも含めて今後検討が必要だと、いうところで認識されているところがございます。今後実施計画策定過程におきましては、パブリックコメント等を実施してまいりますわけですが、計画策定後ですね、そのあとも周知の機会図っていく必要があるだろうというところで、検討課題とされたというところがございます。

次にお隣4ページ。近所の方とのつき合い方の程度についてでございますが、立ち話や挨拶を交わす程度という方が多くなっております。クロス集計としまして、その地域の居住年数との比較を今回してみたところですが、確かに年数が長くなるほど、親密さが増すという部分はございますが、ただ、実際の回答見ますとか半数以上の方は、挨拶や立ち話を交わす程度にとどまっているというふうな状況が見受けられました。そういったところをその地域づくりを進めていく際には、配慮が必要な部分かなというところもございます。

それ以降その他の設問といたしましては、地域における活動やボランティア活動、近所の方への生活面への支援についてというところで、できる範囲で関わりたいというふうな意見が多い一方で、やはりプライバシーの問題であるとか、個人余暇活動の方をやっぱり優先させたいよというふうな御意見も寄せられているところがございます。

報告書進みまして18ページ。本計画或いは地域福祉の施策のところ留意すべき点というところで、問14ということで、地域福祉における課題について、重点的に取り組むべき事項について聞いたところでございます。その中では、生活困窮、高齢者福祉、障がい児・者福祉、子ども家庭福祉といたしました、従来の制度以外の部分ちょっと着目してみますとですね、家族介護者支援であるとか、移動手段の確保、人と人との繋がりづくりを上げた方が割合として多くなっていったというところがわかりました。また、これを踏まえた上で、次のページ19ページに移りますが、行政の方で優先して取り組むべき課題についてどういったものがあるかということ聞いたところ、前回の調査、平成29年調査したところと比較してみますと、相談体制の整備やボランティア活動支援が前回と比べて減少した一方で、人材育成であるとか、地域の支え活動への支援、情報提供の充実というところに関心が高くなってきたというところがうかがわれました。こういったアンケート調査の結果も踏まえて、骨子案の方検討をさせていただいたというところがございます。

そのあとですね22ページ以降は先ほども少し御紹介をいたしました、本支援計画の策定にあたっての自由記載ということで、モニターの方々から広く自由記載回答をいただい

います。非常に厳しい御意見もちょうだいしたところではございますが、そういった言葉一つ一つ改めて反映させていければなというふうに考えてございます。本日はお時間ございますのでもしお戻りになられてから改めて、報告書をご覧いただきまして御意見等追加いただければありがたいと考えてございます。

アンケートの説明については以上とさせていただきます、説明が続きますして申し訳ございませんが、ここからが骨子案について事務局案についての御説明ということになります。これまで実績評価部分、あるいは法令通知であるとか、アクションプラン、モニターアンケートなど各種資料について御説明を申し上げてまいりましたが、これらを踏まえまして事務局案として作成したものを提示してございます。先ほども説明申し上げましたとおり、計画に盛り込むべき項目自体は、第3期計画とは大きな変更はないところでございますが、この5年間見ますと、やはり新型コロナウイルス感染症への対応やその影響というものもあります。ただそれに限らず、社会情勢や地域の課題も大きく変化しているという状況がございませぬし、あと、先行して改訂が進められている他都道府県の状況も踏まえて、そういったところも参考にしながら、今回項目を整理したところでございます。

全体といたしましては、人づくり、仕組みづくり、まちづくり、地域づくりですね。その三本柱を引き継ぐというところ。それに加えまして、東日本大震災及び災害対応に関する項目、市町村支援に関する項目ということで基本的には従来の形を踏襲する形で構成してございます。ただ、2本目の柱であります仕組みづくりの部分については、やはり地域の福祉課題が複雑多様化しているというところもございまして、地域包括ケアや権利擁護、福祉情報といった、あらゆる分野に関わるような総論的な内容を福祉サービス提供の基盤づくりとして整理をし、従来の各論的な個別の支援施策については、3福祉サービス提供の仕組みづくりということでまとめる構成を考えたところでございます。

では資料9-1、順番に従いまして個別に御説明を申し上げます。まず資料1枚目になります。ローマ数字のⅠ、計画策定の基本的な考え方、同じく、ローマ数字Ⅱの地域福祉を取り巻く状況、Ⅲの計画の理念、基本方針、施策の構成においては、第3期支援計画と同様に、各種統計数値の取りまとめや、本計画全体の概要説明ということで位置付けてございます。ただこの中で、Ⅱ地域福祉を取り巻く状況のうち、2データで見た本県の地域福祉を取り巻く状況の中で、(4)として、地域における多様な福祉課題というものを挙げましたが、こちらについては今までそういったなかなか数値を紹介してございませぬでした、例えばヤングケアラーに関する件の実態把握の取組みであるとか、様々な公表しているアンケートであるとか調査とか、県の情報がございませぬので、そういったものをです、第3期支援計画を策定した時以降の情勢を踏まえて、いくつかキーワードとなるテーマを取り上げていきたいと考えてございます。

では次のページ2ページ目に移りまして、ローマ数字Ⅳの施策の基本方向ということで、いわゆるここが計画の本文に該当するところになります。

まずは一つ目の福祉を支える人づくりについてです。こちらについては、基本的には第3期支援計画の項目を引き継ぐというところではございますが、今後、地域福祉支援活動の担い手の確保はさらに重要になってくるということで、当然量的な確保も必要なところでございますが、その質の向上であるとか、あとはバーンアウトのようなですねそういった支援者に対する支援というところですね。具体的にスーパービジョンであるとか、コンサルテーションであるとか、なかなか今福祉分野の中では、定着が進んでいないところがございますので、そういった部分を項目の中に追加したいと考えてございます。また(2)の地域福祉の意識の醸成の部分につきましては、地域の福祉教育については、当然子どもだけではなくて、大

人も含めたすべての住民の方への意識啓発を意図するということもございますが、その前段階として、マップづくりと地域の中で様々な活動されている中で、みずから地域の様々な課題を把握していくということも、意識醸成が必要な部分ではないかと考えてございますので、地域の福祉課題をとらえた上で、啓発活動を進めていくという形で、意識醸成を図っていくような構成にしたいと考えてございます。

では、Ⅱ福祉サービス提供の基盤づくり、いわゆる総論的な部分になります。こちらにつきましても、従前の地域トータルケアシステムに関する内容を引き継ぎますが、地域生活を支えるための包括的支援に関する事項ということで、多職種多機関連携であるとか、従来の制度フォーマルサービスと、それ以外のインフォーマルサービスの一体的な運用について項目を追加したいと考えてございます。また項目名については、今回案の段階では、地域包括ケアシステム、括弧して、地域トータルケアシステムという形で提示してございますが、地域包括ケアは、高齢分野の支援システムとして定着しているというところでございますが、ここ最近では精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みも進められているということから、その地域包括ケアという言葉が、高齢分野に限らない言葉になりつつあるということもありまして、今回は両論併記した形で提案させていただいております。今後、養護の検討過程も含めまして、この項目の名前については引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

次に権利擁護の部分についてですが、こちらにつきましては、これまでのニーズに基づいた支援、いわゆるサービス志向型のあり方から、その人らしい生活を支援していくといういわゆるウェルビーイングの視点も重要と認識するところでございます。ですのでこれまで、この計画の部分では、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進というところで記載してたところでございますが、それに加えて、権利に基づいたアプローチの考え方、これはすべての分野に共通する部分になりますので、そういった考え方であるとか、子どもの権利、或いは合理的配慮に関する項目につきましても、特出した形で言及したいと考えてございます。また苦情解決や福祉サービス教育に関する項目も総論的な内容になりますので、この基盤づくりの中に位置付けているというところでございます。また、括弧書きしているところでございますが、成年後見制度の利用促進の部分につきましては、今般改定が進められております第2期成年後見制度利用促進基本計画というのがあるのですが、そちらの計画と内容が重複する部分になりますので、そちらの計画に代えると、こちらの計画を充てるという形で作業を進めたいと考えてございます。ここが総論部分ということになります。

続きまして各論部分ということで、Ⅲ福祉サービス提供の仕組みづくりについてでございます。こちらお手元ですすね冊子の第3期計画もございます。ちょっと御紹介が遅れましたが一応こちらの目次等ですすね構成と見比べながら、ご覧になっていただければと思いますが、第3期計画もそれぞれページを見ていきますと、個別の様々な事業や取組みについて御紹介させていただいてるところではありますが、どちらかという計画骨子の段階では、高齢者、障がい者、あるいは子ども家庭福祉といったような大きなカテゴリーで項目を提示してきたところがございます。ただ今回、福祉的課題様々な分野にも及ぶというところがあります。そういった分野別にこだわらずできるだけ具体的に明示することでわかりやすさといいますか、そういったところを意識して、今回かなり細かい具体的な項目を立てて提案させていただいているというところなんです。生活困窮者への支援のところから、アンケート調査にもありました、移動困難の方への支援、ということも盛り込んでございますし、その他、子ども家庭分野の部分になりますけれども、改正児童福祉法が令和6年4月から施行されるということで、今準備が進められてるという部分もございますし、困難を抱える女性に対する支援という新しい制度も今準備が進められてるというところになります。こちらについては現在

進行形なので、現時点では具体的にお示しできる部分は少ないんですが、準備過程を踏まえながらその素案の策定過程の中で、項目を盛り込んでいきたいと考えてございます。また、その他、高齢者分野であれば、いわていきいきプラン、障がい者分野であれば県障がい者プランといった分野別の個別計画につきましても、今年度改定の準備が進められておりますので、そちらの進捗状況も合わせながら、本地域福祉支援計画の策定作業を進めて参りたいと考えております。この各論部分で、今回新たに追加した部分につきましては、(2)の家族等への支援ということで、ヤングケアラーとかダブルケアも含めました、ケアラー支援についての項目を追加したいと考えてございます。こちらアンケート調査の中でも、家族介護者支援についての関心が高くなってきたというところも踏まえまして、また、ここ昨今ですね、地域福祉を取り巻く課題の中でも必ず出てくるキーワードでございますので、このあたりについてはフォローしたいと考えてございます。ただ、細かい項目としては起こしてはおりませんでした。例えば障がい者であるとかひきこもりの方の社会参加支援の中で、県内でも農福連携であるとか、水福連携とかですね、そういったところも進んで参りましたし、あとはそういった1次産業の6次産業化のプロセスの中で、様々な団体が参画されていたりということがございます。そういった部分についてはこの支援の枠組みの中で記載できる部分もございますが、もうちょっと大きな視点でとらえますと、いわゆる包摂的成長の視点でとらえますと、むしろこの後触れます福祉でまちづくりの項目のところ、様々な事業の多様な担い手というところですね、企業と連携した取り組みというところも含めてそちらの方にも記載できる部分があるのかなというふうに考えてございます。こちらにつきましては、素案の策定過程の中で、実績報告など様々な情報収集しながら、位置付けについては整理して参りたいと考えてございます。

また続きまして三本目の柱となります、福祉でまちづくりのところ、すいません、骨子案のところ資料の中ではⅢとなっておりますが、Ⅳ福祉でまちづくりとなります。申し訳ございません。それ以降、被災のところはⅤ、市町村の体制づくりがⅥということで、一つずつ繰り上がる形になります。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

3本目の柱、Ⅳ福祉でまちづくりの項目についてです。こちらにつきましても、基本的には第3期支援計画の内容を引き継ぎたいと考えてございますが、この項目の付け方の部分ですが、第3期までは、この主体という言葉があるんですが、どちらかという支援の担い手として主体というふうな言葉の使い方をうけてきましたが、地域共生社会推進の考え方においては、支援を受ける側と提供する側の区別なく地域で活動を進めていくというところが一つの目標になってございますので、そういったところで、むしろ地域で生活される方全体が主体者だというふうな整理になりますので、そういったことで、主体という言葉を用いない形での項目表記とさせていただきます。

続きまして修正した後のⅤ、被災経験を生かした支援体制づくりということで、こちらは被災地の福祉コミュニティの構築ということで第3期計画の中では書いていたところですが、従前の東日本大震災津波の被災された方々への支援を継続するというところは、もちろん引き続き継続するというところもございますが、様々な災害支援あるいは復興支援の経験を踏まえて、昨今多発しております自然災害等、今後の素材の部分に転換させていただくというふうな視点も必要かということで、少し項目の内容を整理しております。生活支援相談員など、被災された方への支援の継続ということであるとか、新たなコミュニティの活性化については引き続き項目を設定するとともに、その後社協さん等含めて、各施設、法人事業者の皆様にご協議いただきご協力をいただきながら、設置しております災害派遣福祉チーム、DWA Tの取り組み、或いは避難行動用支援者への支援に関する項目をこの中に追加したいと考えてございます。

最後になりますが修正後のⅥ市町村の体制づくりということで、市町村への支援の考え方

についてまとめたいと考えております。第3期計画までは、計画本文の中では一番最初の項目に位置付けておりましたが、先ほど御説明申し上げました通り、本県ではすべての市町村で地域福祉計画が策定されておりましたので、今後計画策定の支援から具体的な運用への支援ということでシフトしていくということが考えられます。また今後さらに検討進めてまいりますけれども、これまで御説明申し上げました人づくり仕組みづくり、まちづくりの方向性も踏まえまして、その市町村における地域福祉施策の推進にあたって課題となっていることを改めて県として把握する必要があるだろうと認識してございます。ちょっと限られた時間ではございますが、この後、各市町村に対するアンケート等を実施したいと考えてございます。その内容を含めまして、県としての後方支援のあり方について改めて考えて、まとめて参りたいと考えてございます。

ここまできが骨子案となります。この内容について、資料9-2におきましては、第1期第2期第3期とこれまでの計画の骨子の部分の変遷について、変更点を一覧表示しております。また、9-3についてはこちらの計画の中に実際記載される内容になりますが、施策体系図ということで、基本施策の三本柱と各項目が関連づけられた体系図ということで、整理をしたものでございます。非常に説明が長くなりましたが、以上で骨子案についての説明とさせていただきます。

○佐藤会長

はい、ありがとうございました。

ただ今の質問、説明に対して御意見御質問などどうでしょうか。

(挙手あり)

はい、お願いいたします。

○吉田構成員

すいません岩手県地域包括在宅介護支援センター協議会で理事してます吉田です。ちょっと今日早く次の会議ありますので、行かなきゃいけないので、とりあえず私の方からちょっと意見だけで、ちなみに仙台育英と慶応は2対4で、仙台が負けてます。5回表で。ということですので。ということでちょっと話題を変えまして。

一つ、この計画の中で重要なのは、地域包括ケアシステムというふうなことと、地域福祉計画というふうなところをどういうふうに捉えるかというふうなことになるんだけど、岩手県では、地域包括ケアシステムっていう考え方を全分野通じて援用していくというふうな方向に行くのか、つまりはつまりは全世代型の地域包括ケアシステムというふうな方向でやっていくのかっていうふうなことも、一番最初に、多分この計画を作るときに、明確にする必要があるんじゃないかなと思いますので、そこら辺詰める必要があるんじゃないかなと思います。

二つ目としては、医療的ケア児とか、あとは等様々な分野で医療の関わりが出てくると思うんですけども、地域福祉計画等々に、医療との連携をどういうふうな形で盛り込んでいくのかというふうなところで、章立てして、医療との連携っていうのは立てるかそれとも各関係するところで、医療との連携っていうふうなのを立てていくのかというふうなところも、吟味する必要があるんじゃないかなってのは二つ目。二つ目ですよね。あと、その地域包括ケアシステムの中で、精神のところ、にも包括については全く入ってませんからね。地域包括ケアシステムとにも包括はまた別で、精神科のところは別になって連携はしてませんので、そこら辺の関係を整理する必要があるんじゃないかなっていうふうなのが、二つ目で三つ目。

三つ目としては、この項目立てできるかどうかわかんないけど、ICTとかICTの活用を地域福祉の中でどうやってやっていくのかというふうなことをすごく重要になってくると

思います。福祉教育とかいろんな面で、そのICTの活用をどういうふうな形で位置付けていくのかというふうなのが、一つになってくんじゃないかなと思います。

さっきの医療のところで言い忘れたんですけども、これから地域福祉の中に、介護の分野の中の、コロナだとか感染症に感染した人たちとか、あと、それを支援する医療の人たちも多分対象になってくると思うんで、それをどう医療との連携の中で位置付けていくのかというふうなのがあると思います。

最後に、多分地域福祉これからのを担うというふうなことになる、ボランティア活動とか地域の人たちの活動というふうなのが、重要になってくると思うんですけども、果たして地域の中で活動してくれる人たちがどれだけいるのかどうなのかというふうなことなわけですよ。今中心になってるのが、やっぱり女性の方々が中心になってきてるわけなんだけども、ひょっとしたらこれから女性の就労というふうなのが高くなってくと、女性もいなくなる、そうすると地域の中で活動するのは元気な高齢者だけになってしまうというふうなことになってくと、企業の貢献とかなんかっていうふうなことが出てくるわけです。プラスアルファして、いろんな人たちが地域福祉推進に関わってくるわけなんだけど、そこで問題になるのが、ただでやれるかどうかというふうなことで財源の問題が、必ず出てくると思うんですね。ですからクラウドファンディングとか、いろんな形で、地域福祉をこれから推進する中で、財源の問題をどういうふうにして確立していくのか、これは財源の問題ってのは、介護保険でも何でもいろいろ今一番大きなものは、どっから引っ張ってくるのかというふうにして作っていくのかというふうなことで人にかけるんですね。これからは人に財源をかけてく時代になってくるんで、それをどうつくり出していくのかそして地域をどう循環していくのかというふうな、そういうふうな形で、そういうところちょっと吟味しながら岩手県はどうしていくのかどう各市町村に支援していくのかというふうなことが重要じゃないかなと私は考えてますんで三つもしゃべったんですけども。

あともう一つ最後に、矢巾町で重層的支援体制整備事業やってるんですけども、これ大変です。大変っていうってことは何かというと、まず縦割りがすごいですよね。それこれやってみてわかるのは、縦割りがすごくて、なかなか横の連携を進めるために、時間がかかるっていうふうなのを実感しました。で、この事業をするというふうなことは、私包括支援センターなんだけど、この事業がスタートすると同時に、包括支援センターの相談体制が、もう高齢者だけじゃないんですよ。児童から障がいから全部になってくるわけなんすけど、その転換が今まで縦割りになってきたんで、なかなかできない。で、なかなかできない時間かかるっていうふうな部分がわかってきました。それで昨日21日に斎藤先生呼んで、その相談関係の、障がい、児童、高齢ケアマネージャー含めて、初めてプラットフォーム型のやったんですけども、やっぱり1回だけじゃわからないんですよ。そしてもう一つは、その相談関係じゃなくて、いろんなつどいの場とか何かあります。つどいの場でも、重層始まったらいいんだよ。障がい者だけが集まるだけじゃないんだよ、高齢者だけが集まるんじゃないんだよ、要介護の人が集まっていいんだよ、子どもたちも一緒につどっていいんだよっていう、そういうふうな頭の切り換えするまでかなり時間かかりますので。いいことですので、やるとしたら早めにやって、時間をかけてやっていくっていうふうなことがすごくわかりました。今までやってきて、それで、もう一つ重要なのは、そうすると、市町村の役割として、誰かが来てもいいんだよっていうふうなことを取り組みを計画的にやればいいんだけど、それできないわけですから、できるところからこうやっていくわけですね。つどいの場で、障がい者来たよ、子ども達来たよというふうな子育てしながらつどいますよっていうふうな人が来たよと、その財源どっから出てくるの縦割りだからこうだからこうだからっていうふうなことにも時間かかるので市町村の職員の皆さんは、その財源ところどういうふうに出せばいいかっていうふうなことも考えなきゃいけないので、取組みとして早く取り組んでや

るというふうなことを実感してますので、まず矢巾町2・3年、だけなんですけども、いろんな課題が出てきました。困難事例だけを検討するだけじゃなくて、いろんな課題が出てきましたので、早めに取り組むというふうなことを、重要ななと思ってますので、よろしくお願ひします。申し訳ないですけど私これでお先しますのでよろしくお願ひいたします。

○佐藤会長

ありがとうございます。今大きく五つ出てきたかと思ひます。1点目は地域包括ケアシステムのとらえ方、高齢者っていうとらえ方だけじゃなくて拡大してきているっていうところのとらえ方の問題。2点目が医療との連携、3点目がICTの活用、4点目が、ボランティアと、あと財源の問題で、5点目が実際に矢巾での取組みの中で、縦割りがすごくてそれをやっぱり、解消していくためには早めに取組んでいくことが重要ではないかというような提言だったかと思ひますが、それに付随すること、あるいは全くそれ以外のことも含めまして、皆さんもそのほかいかがでしょうか。どんなことでも構ひません。

ちょっと考えていただひてる間にちょっと私から申し上げますが、どこぞやの部分で、曖昧な言い方したら駄目ですね4点目の福祉でまちづくりのところ、あえて主体という言葉を外したということ、の御説明だったかと思ひますが、結論を言うと私はそれを外すと良くないと思ひています。なぜかというと、結局、責任のなすりつけ合いになると思ひます。で、社会福祉法の中に、第一条だったか第4条だったか忘れましたが、地域福祉の推進という、条文がありまして、その中にそれぞれの主体が書いてあるはずなんです。にもかかわらず、主体を外したっていうのはこれ地域福祉の最終的な目標っていうのは、地域に意思決定の主体がどう作るかっていうことなんだと思ひますよ。あるいは、当該市町村であるとか、っていうところにもかかわらず主体を外しますっていうのは、骨抜きにしますというふう、に、ちょっと言い方を変えるとそういうことにも繋がるような気がしてひて。なので、こういうことはこういう主体がここはこういう主体がここはこういう主体が、或ひは市町村に關しては、県が主体となってバックアップしますよっていうような、そういった整理をする方がいいんじゃないかなというふう、に考えてひてます。ここは今の日本の地域福祉施策と、逆行した御回答だったように御説明だったように思ひますのでそこ、検討の余地はあるかなというふう、に思ひましたということ。です。

その他いかがでしょうか。

(挙手あり)

どうぞお願ひいたします。

○大吹構成員

いわて連携復興センターの大吹です。ちょっとわからないので質問させていただきます。今、第4期の岩手県地域福祉支援計画を作られてるということでの議論だと思ひますけども、最終的にはこれの第4期、この内容に即した材料を作るという認識でよろしいでしょうか。というのも何だろう、数字とか成果指標とかの数字とか、あといろんな関連部署のいろんな事業、等々が今後いろいろと御報告されてきてるんですけども、それはどこに出てくるのかというか、今ホームページ見てもちょっと見つけられずにですね、基本的に一般の皆さんにはこれで終わって、何々の評価指標として、こういういろんな数字とか事業っていうのが出てくるのか。だからもう事業とか評価指標を一般の方に見えるように何かしら公開されるのかとか、もうちょっとどういうふうに出ていくのかっていうのがちょっとわからなかったの、で、教えていただきますと幸いです。

○地域福祉課特命課長

今の部分について回答申し上げます。指標の部分でございますが、資料1の方で報告させていただいてる指標につきましては、冊子の方の第3期計画の冊子の方ご覧いただけますと、77 ページのところに記載がございます。ですので、この資料1に該当する部分については、今後、素案の策定過程を踏まえまして、具体的な指標となるその参考項目については、提示をさせていただくという予定にしております。ただ、しかしながら、資料2の方で提示しました、それぞれの活動状況と事業の状況については、計画に関連するものということで、計画策定後に改めて庁内の関係部局室課に照会をかけまして、この計画に関連する事業というのが改めてピックアップをさせていただきまして、それを毎年度報告をいただくという形で報告いただいたものをこの場で紹介させていただくという形になるので、計画本編には個別の事業については記載、或いは公表されるところではないということになります。あくまでも、この協議会の中で報告させていただいて、協議会資料ということで公表させていただくというふうな形になっています。

○大吹構成員

ありがとうございます。今、この資料見ると平成29年の資料で、そのあとの令和2年3年4年っていう数字というのは、これも一般には公表されていないという認識でよろしかったでしょうか。

○地域福祉課特命課長

この数字は現状値ということで、計画の中に盛り込まれたと。その数値が各年度どのように変化していくのかということでこの協議会で報告させていただいてますので、計画とは別にその協議会の資料の中での公表という形になってございました。

○大吹構成員

わかりました。ありがとうございます。それで申しますと、要はこの計画に関わっている内容が、多分保健福祉部局のみならずというか、だけではなかなか解決すれば難しく、他の県民の皆さんもどこに問い合わせればいいのかわからない課題だったりとか、もしかするともう他の方から、例えば青少年の方の部局の方から建設に関わる相談があったりとかいろいろあるかと思しますので、可能であれば結構ですので、どういう部署がどう関わってるかとかですね、そこがどういうさっきの縦割りの話じゃないですけど、結局みんな総体的に関わってるんですよっていうところが見える形の方が、なんか、問い合わせたりとか課題に感じてる人が、より最短距離でアプローチできるかなと思いましたので、ご検討いただければというふうに思ったところでした。以上です。

○地域福祉課特命課長

ありがとうございます。今ご指摘いただいた部分につきましては実は他県の計画の中で、それぞれの項目の所管部署をちゃんと明示して記載している計画もございましたので、そのあたり参考にさせていただきながら第4期計画の策定に向けて行きたいと考えております。

○大吹構成員

ありがとうございます。前向きに御検討いただければありがたいです。

○佐藤会長

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

(挙手あり)
お願いいたします。

○佐藤和幸構成員

一関市の佐藤でございます。確認の意味でお聞きしたいと思えます。各項目立てがそれぞれあるわけでございますけれども、最近のといいますか、認知症というキーワードを考えたときに、この項目立ての中には入ってきていないな、もしこの認知症に関する政策がどの項目立てに入っているのかお考えなのかっていうのをまずお聞きしたいと思えます。

○地域福祉課特命課長

認知症につきましては、今回特出しはしてませんでしたがこの項目、今回示した項目の中で含まれる部分とすれば、高齢者福祉の推進の中に含まれるというふうに考えてございますが、確かに認知症ケアというところですね、施策については、非常に重点的に、国としても取り組みそういうところがございますので、長寿社会課の方で進めております事業いきいきプランの、改定作業のところとも連動しながらですね、地域福祉支援計画の中で項目として起こすか、先ほどご案内した通り高齢者福祉の中に含まれるものとして整理するののかというところは、引き続き検討させていただきたいと思えます。

○佐藤会長

ありがとうございます。ではその他いかがでしょう。
もう少しお時間がございます。
(挙手あり)
お願いいたします。

○齊藤構成員

県社協の齊藤です。まずちょっとさっきの評価のところ、情報提供というところなんです、ふれあいいきいきサロン数のですね、コロナ禍以降減少してると話がありましたんで情報提供というところなんですけども、最近の状況を見るとですね、サロンの個数が減ってるんですが、サロンの利用者数、実際活用されてる人の数はですね、それほど減ってないという状況があったようですので、共有しておきたいと思えます。

それから一つ意見というか、なんですけども、人づくりのところですね、今の計画のところ、先ほど吉田委員さんからのお話もありましたけれども、その企業との関係のところですね。結構、県内の市町村でも、企業の方がボランティア活動に参加されてるという状況、金ヶ崎などでスノーバスターズといったものを、トヨタの工場の方がスノーバスターズに参加されたり、あるいは配食サービスで、参加されてるような状況がありまして、企業も一緒に地域福祉を進めていただくための、一つの方向性というか、そういった企業の社会貢献というふうなところも、今の計画でも読み込めるところもあるかもしれないんですが、具体的に、以前県社協でも、この費用の社会貢献というところで、補助金などを活用して、積極的に行ったことがあったんですが、最近その辺りはどうもボランティアセンターの方でボランティアの講座もやっていますが、取組みがちよっと弱くなったようなこともあるので、そういったところについても触れていただくようなことができないかなというふうに思いました。これは意見でございます。

○地域福祉課特命課長

情報提供も含めてありがとうございます。今の企業の様々な取組みの部分につきまして

は、一応ですね、骨子、資料9-1のですね1ページ目のデータの部分になりますが、データを、地域福祉の対応の担い手のところで、企業の社会貢献活動の状況ということで、県の調査統計課で毎年企業事業所の行動調査というものを行っておりまして、その中で企業の社会貢献の取組みということで、例えば地域づくり活動とか環境保全活動とかいろんなところに参画しているよというような調査がございますので、そのあたりをちょっと数字をまず提示させていただきたいということと、具体的な活動の部分につきましては、IVまちづくりの項目の中の(2)の多様な担い手というところのウで企業の社会貢献活動というところで項目を用意してございましたので、様々な取り組み、むしろ構成員の皆様方あるいは市町村から、この地域企業の取り組みあるよというようなことを御紹介いただいて、それをコラム的にですね、計画の中で反映させていただくこともできようかと思いますので、いろいろ情報ありましたらまたご案内いただけるとありがたいです。

○佐藤会長

よろしかったですか。はい。その他いかがでしょうか。

私の先程のコメントへの補足ですが、おそらくそのIV福祉のまちづくりの「(2)多様な担い手(主体)」って入れれば解決できるかなと思います。あとは表現の仕方だと思います。

その他いかがでしょうか。

おそらくですねちょっと説明もボリュームも多くてですね、情報整理もなかなか難しかったところもあったかと思っておりますので、先ほど事務局からも御説明があったかと思っておりますが、改めてですね、今日の発言された内容を振り返っていただいたり、また皆さんの改めて資料を見ていただいて、全体的な骨子の案の中でもっとここはこういうふうなところがあつたほうがいいんじゃないかとか、この単語が入ってないんじゃないかとかっていうな御意見が出てくるかと思っておりますので、それについては今日別紙で1枚ものの意見、第4期岩手県地域福祉支援計画骨子案意見等についてっていうことの、用紙が多分皆様のお手元におありかと思っておりますので、お気づきになった点につきましては、ご記入の上、9月15日ですか、までに、お送り願いますと書いてございますので、皆さんの御意見をそれぞれご提示いただければと思います。少しずつ皆様の出された意見なんかも計画の中に位置付けられながら、この第4期の計画っていうものが進んでいくの策定っていうものが進んでいくかと思っておりますので、皆さんの御意見を主体的にですね、出していただければというふうに思います。いうふうなことを申し上げると大体目標の時間になってきましたが、最後何か一言っていう人いらしたらば、お時間とりますがいかがですか。

よろしいですかね。今後も、この後事務局から説明があるかと思っておりますけども、今後またこの協議会の日程なんかも予定なんかも、今年度立ててありますので、皆様の御意見をできるだけ出してもらいつつですね、策定が進むようにしていければと思いますのでよろしくお願いたします。では私の方はこれで、お役ごめんということで、残りは事務局におまわししてよろしいでしょうか。

○地域福祉課総括課長

佐藤会長、大変円滑な進行にご協力いただきありがとうございます。資料の中で、最後に資料の10ということでですね用意した資料でまだ事務局の方から説明していない部分がございますので、これについて御説明いたします。

○地域福祉課特命課長

まずもって、様々な御意見ちょうだいいたしましてありがとうございます。先ほど吉田委員からもお話いただきましたが、その言葉の使い方の部分がかかなり専門用語になってくると、意味合いがかかなり変わってきたりだとかとらえ方が変わってくる場所もございます。私が

説明した言葉でも、様々、それぞれ構成員の皆様方で理解が異なってくる部分もあるかもしれません。あまりそういった誤解がないように進めて参りたいと思いますので、ちょっと気になること、本当ささいなことでも結構ですので、用紙の方に記載いただくか、あとその期限にかかわらずですね、もし気になることとかがありましたら私の方でメールなど、FAX等で、お寄せいただけるとありがたいですのでぜひよろしくお願いいたします。

では今後の策定スケジュールについて資料10ということでお話をさせていただきます。本日、8月23日第1回協議会ということで、こちらについての様々な意見をちょうだいしたところでございます。今後それも含めてあとこの後、皆様がたの意見も含めてですね、素案ということで、実際の説明文章も含めて肉付けをして参ります。11月のですね、20日、21日頃、事前に皆様方からのご予定活動を確認させていただいて、この辺りだと比較的欠席予定の方が少ないかなというところで、今のところ20日21日頃を想定してございます。確定いたしましたらまたご案内いたしますが、第2回協議会におきましては計画素案について検討いただけるよう、こちらの方で準備を進めたいと思います。

その後、12月から1月にかけては、素案について、今回新たに選任されます県議会の議員の皆様にご報告をさせていただいて、御意見を伺うということ。あとは一般県民を対象としたパブリックコメントを1月にかけて実施して参りたいと考えております。地域説明会につきましては、先ほどもお話ししました、今回福祉関係の計画、様々複数の計画の改定が予定されておりますので、その計画とのすり合わせをしながらですね、あるいは、コロナ禍以降、オンラインでの説明会の開催などいろんな利用形態も想定されますので、どのような形で進めたらいいかということにつきましては保健福祉部内も含めてですね、検討を進めたいと考えてございます。そういった素案に対する意見をちょうだいした上で、最終案ということで、2月初旬、現在のところ6、7あたりを想定してございますが、計画最終案ということで、改めて皆様にご検討いただく機会をいただきたいと考えてございます。最終の御意見をちょうだいした後、来年になります3月、年度末までに、県議会への2回目の報告と計画策定という流れで進めて参りたいと思います。今後策定の進捗状況等に含めて、今提示した時期については多少前後することもあるかと思いますが、引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

5 その他

○地域福祉課総括課長

それでは次第の中では、5その他というのがございます。若干時間ございますが、委員の皆様から、この際、何かご発言したいということございましたらばお願いいたします。何かございますでしょうか。

(特に発言なし)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

6 閉会

○地域福祉課総括課長

それでは以上をもちまして、本日の協議会一切を終了させていただきます。本日の御意見はまたこちらの方でまとめさせていただきますし皆様と共有させていただきますし、また今後の皆様からご提出いただくような御意見、御質問等を踏まえまして、第4期岩手県地域福祉支援計画の策定を進めて参りたいというふうに考えておりますので、引き続き皆様のご協力いただきますようお願いいたします。これをもって閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

(閉会)